

豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表の規則で定める事務を定める規則をここに公布する。

平成27年12月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第14号

豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表の規則で定める事務を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年豊橋市条例第36号。以下「条例」という。）別表の規定に基づき、規則で定める事務を定めるものとする。

(条例別表の規則で定める事務)

第2条 条例別表13の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務（教育委員会が定める者に係るものに限る。）とする。

- (1) 豊橋市私立高等学校授業料補助金交付要綱（平成13年9月25日決裁）第5条の規定による授業料に対する補助金の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 豊橋市私立専修学校高等課程等授業料補助金交付要綱（平成13年9月25日決裁）第5条の規定による授業料に対する補助金の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。